

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その4)

平成27年

目 次

議案第 132 号 鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について ······ 1

議案第 132 号

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、特殊建築物に関する基準が新たに追加されたことから規定を整備するとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第15条中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号口」に改める。

第17条第2項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第20条第1項中「第115条の2の2第1項」を「第129条の2の3第1項第1号」に、「技術的基準」を「基準」に改める。

第22条第1項、第24条第1項、第47条及び第49条第1号中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号口」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鎌倉市建築基準条例の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認の申請等」という。）がされた建築物の計画に係る審査について適用し、施行日前に確認の申請等がされた建築物の計画に係る審査については、なお従前の例による。